

広島県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十九年三月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

府中松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市原田町小原字黒崎一七五〇番一地先から 尾道市原田町小原字奈近二四八九番一地先まで	新	旧	一一・〇〇〇 三〇・二〇〇	三八四・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三七〇・〇〇 メートル
	旧	新	四・三〇〇 〇・五〇〇	三八四・〇〇	
尾道市原田町小原字奈近二四八九番一地先から 尾道市原田町小原字宗近二四九三番一先地先まで	新	旧	二〇・六〇〇 三七・四〇〇	二二八・五〇	幅員減少 不用物件延長 一一五・〇〇 メートル
	旧	新	三・八〇〇 三・〇〇〇	一、〇四八・〇〇	
尾道市原田町小原字鍛冶屋二六七六番地先から 福山市本郷町字寺尾五一一番一先地先まで	新	旧	一一・二〇〇 四一・〇〇〇	一、〇四三・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 九四五・〇〇 メートル
	旧	新	四九・五〇〇	一、〇四三・〇〇	